

日本聴覚言語障害学会倫理綱領

I 前文

日本聴覚言語障害学会会員（以下、会員）は、すべての人の基本的人権と尊厳に対して適切な敬意を払い、すべての人々の自由と幸福の追求を尊重する。そのために、研究活動や実践活動の協力者に対しては、健康・福祉・安全に十分留意し、プライバシーを守り、自己決定および自律性という個人の権利を尊重することに最大限の配慮を払わなければならない。

会員は、聴覚障害や言語障害に関する専門家として、自らの行為に対する責任を負う義務をもつ。自らの研究活動や実践活動において得られた知識・情報を伝達する自由と権利を保有しているが、それにとりまなう責任を自覚し、発言の公正と客観性に努めるとともに、社会に対する影響についても十分な配慮を払わなければならない。

以上の趣旨に基づき、以下の諸原則を定める。

II 研究活動や実践活動

- (1) 研究活動や実践活動への参加決定にあたっては、研究活動や実践活動への協力者（以下、研究実践協力者）の意思が尊重されること。参加に対する過度の勧誘や強制があってはならない。
- (2) 研究実践協力者が自らの意志で研究活動や実践活動への参加を拒否、あるいは中断できることを事前に説明すること。またこの説明にあたっては協力者の発達や理解の水準、使用言語やコミュニケーション方法に相応した形で伝えられる配慮をしなければならない。
- (3) プライバシーに関わる研究の場合には、研究実践協力者に文書または口頭（あるいは手話）で同意を得ることを基本原則とする。ただし、研究実践協力者に同意の判断ができない場合には、研究実践協力者を保護する立場にある者の判断と同意を得る必要がある。
- (4) 上記の同意を得る際には研究や実践の実施に関わる情報を開示し、十分な説明を行うことを原則とする。ただし、事前開示が不可能な研究においては、それが個人に何らかの不利益を与えないことを確認した上で研究を実施し、事後に研究実践協力者ないし保護する立場にある者にその理由を説明しなければならない。
- (5) 研究実践協力者に対して、身体的・心理的な苦痛や危険、および継続的な被害を与えないこと。研究活動や実践活動の進行中に研究実践協力者の心身を脅かして

いることに研究者が気付いた際には、研究を直ちに停止し、事態の改善を図ること。

- (6) 研究活動や実践活動によって得られた研究実践協力者に関する情報は厳重に管理し、実施時に同意を得た目的以外に使用してはならない。

III 研究や実践成果の公表

- (1) 研究や実践成果の公表に際しては、研究や実践のもたらす社会的、人道的、政治的意義に十分配慮し、専門家としての責任を自覚して行うこと。
- (2) 個人のプライバシーを侵害してはならない。研究実践協力者の個人的な資料については厳重に保管し、秘密保護の責任をもつこと。また、プライバシーに関わる個人的な資料について公表する必要がある場合には、研究実践協力者または保護する立場にある者の同意を得ること。
- (3) 研究や実践のために用いた資料等については出典を明記すること。
- (4) 共同研究や共同実践においては、公表に際し共同研究実践者の権利と責任に配慮すること。
- (5) 研究や実践の成果結果を社会に向けて公表する際には、科学的根拠に基づき、虚偽や誇張、歪曲、扇動のないようにすること。

IV 倫理の研鑽

本倫理綱領をふまえて会員は研究倫理に関して研鑽する機会をもつよう努めること。

V 倫理の遵守

会員は研究活動や実践活動において、本倫理綱領を十分に理解し、違反することのないよう、努めなければならない。

附 則

日本聴覚言語障害学会倫理綱領は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。